

# 社団法人日本観光振興協会定款

昭和 39 年 4 月 1 日設立許可  
昭和 43 年 8 月 29 日変更認可  
昭和 47 年 10 月 12 日 〃  
昭和 50 年 9 月 5 日 〃  
昭和 52 年 7 月 6 日 〃  
昭和 55 年 9 月 22 日 〃  
昭和 60 年 7 月 17 日 〃  
昭和 63 年 7 月 25 日 〃  
平成 3 年 6 月 17 日 〃  
平成 4 年 6 月 22 日 〃  
平成 5 年 4 月 7 日 〃  
平成 12 年 8 月 21 日 〃  
平成 14 年 4 月 22 日 〃  
平成 14 年 7 月 12 日 〃  
平成 23 年 4 月 1 日 〃

## 第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人日本観光振興協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都中央区に置く。

(支 部)

第 3 条 本会は、必要な地に支部を置くことができる。

(目 的)

第 4 条 本会は、観光事業に関する中枢機関として、観光旅行の安全の確保、利便の増進及び容易化等のために必要な事業を行なうことにより、国民の健全な観光旅行の普及発達及び観光事業の健全な発展を図り、あわせて国際観光の振興を促し、もって国民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に資することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 観光に関する制度、施策等について政府及び関係機関等への建議、陳情及び意見具申及び提言
- (2) 観光関係の機関及び団体並びに会員との連絡提携

- (3) 観光観念の普及、観光に対する理解の促進及び啓発・広報宣伝
- (4) 観光資源の保護、保存、開発及び利用の促進
- (5) 観光地及び観光ルートの開発及び総合的整備の促進
- (6) 観光地の美化及び浄化
- (7) 観光関係諸施設の整備、改善及び管理運営
- (8) 観光関係諸施設の整備及び改善の促進並びに管理運営に関する指導育成
- (9) 観光関係用地の取得、造成、管理及び処分
- (10) 観光宣伝の充実、向上
- (11) 観光土産品の改善の促進
- (12) 観光関係従業員の資質の向上及び福利厚生を増進
- (13) 観光客に対する接遇の改善及び接遇網の整備の促進
- (14) 観光に関する調査、研究並びに情報の収集及び提供
- (15) 観光に関する統計の整備
- (16) 観光に関する資料の刊行
- (17) 地域における観光の振興及び地域の活性化に関する事業の円滑な実施を確保するための基金の造成及び運営
- (18) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

## 第2章 会員

### (会員の資格)

第6条 本会の会員は、観光に関係ある事業を行なう者又は本会の目的及び趣旨に賛同して会員になろうとする者であって、理事会の承認を得た者とする。

### (入 会)

第7条 本会に入会を希望する者は、入会申込書に所定の事項を記入して、本会に提出するものとする。

### (会 費)

第8条 会員は、毎年会費を納入しなければならない。

2 前項の会費の基準は、総会で定める。

### (代表者)

第9条 法人及び団体である会員は、本会に対する代表者1名を定めて、届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

### (議決権)

第10条 会員は、各1個の議決権を有する。

### (退 会)

第11条 会員は、次の事由により退会する。

(1) 届出

(2) 死亡

(3) 解散

(4) 除名

2 退会した者は、会員として的一切の権利を失い、すでに納付した金銭その他本会の資産に対し何等の請求をすることができない。

(除名)

第12条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会において正会員数の3分の2以上の議決により除名することができる。この場合に、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の趣旨に違反する行為があったとき。

(2) 会費の不払その他会員としての義務を怠ったとき。

(退会の届出)

第13条 会員は、退会しようとするときは、その義務を履行した後、書面をもって会長に届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の種類)

第14条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 10名以内

(3) 理事長 1名

(4) 専務理事 1名

(5) 常務理事 5名以内

(6) 理事 70名以上 80名以内(会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事を含む。)

(7) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第15条 役員は、総会において会員及び観光事業に関する学識経験者の中から選任する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、就任後2年目の通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

3 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 増員によって就任した役員任期は、その就任の日から他の役員任期満了の日までとする。

(役員職務)

第17条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を統括し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順位によってその職務を代理し、また会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐して会務を統括し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、また会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、会長、副会長及び理事長を補佐して会務を統括する。
- 5 常務理事は、会長の定めるところにより、常時の会務を掌理する。
- 6 理事は、会長の定めるところにより、本会の業務を処理する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員報酬)

第18条 役員は、すべて名誉職とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

(名誉会長)

第19条 本会に、名誉会長を1名置くことができる。

- 2 名誉会長は、観光界の発展に顕著な功績のあった者のうちから総会の議決を得て会長が委嘱する。

(顧問及び参与)

第20条 本会に、顧問20名以内及び参与5名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、本会の業務に関し、会長の諮問に応ずる。

## 第4章 会 議

(種 別)

第21条 会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(議 長)

第23条 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当る。

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度終了後 3 月以内に招集する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的を示して請求があったとき
- (3) 第 17 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(総会の招集)

第 25 条 総会は、第 17 条第 7 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定により請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集しようとするときは、少くともその開催の日 10 日前までに会議の目的とする事項、日時及び場所を示した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会付議事項)

第 26 条 総会において議決する必要がある事項は、次の通りとする。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業及び処務の状況、収支決算並びに貸借対照表及び財産目録
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 会費の基準
- (7) 前各号に掲げるものの外、定款に別段の定めある事項
- (8) その他会長が必要と認めた事項

2 前項各号に掲げる事項については、前条第 2 項により、あらかじめ会員に通知しなければ総会に付議することができない。ただし、会員総数の 5 分の 2 以上から事由を付した書面をもって要求のあった事項及び会長が特に緊急に処理を要すると認めた事項についてはこの限りでない。

(総会の定足数及び表決)

第 27 条 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 総会の議事は、別段の定めのあるものを除き、出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権の委任)

第 28 条 総会に出席できない会員は、他の出席会員に書面をもって委任しない限り、その議決権を行使することができない。他の出席会員に委任して議決権を行使した会員は、その総会に出席したものとみなす。

(理事会の種類及び開催)

第 29 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 3 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から請求があったとき

(3) 第 17 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は、第 17 条第 7 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 理事会を招集しようとするときは、少くともその開催の日 7 日前までに会議の目的とする事項、日時及び場所を示した書面をもって理事に通知しなければならない。

(理事会付議事項)

第 31 条 理事会において議決する必要がある事項は、定款に別段の定めのあるものの外、次のとおりとする。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会から委任された事項

(3) その他会長において必要と認めた事項

(理事会の定足数及び表決)

第 32 条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開き及び議決することができない。

2 会議に出席できない理事は、あらかじめ届け出た者を代理人として出席させることができる。

3 理事は、他の出席理事に委任して、その議決権を行使することができる。この場合、その理事は出席したものとみなす。

4 前項の委任は書面によってするものとする。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって、これを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 理事会を開催するいとまのない場合は、会長は、書面による表決により、理事会の議決に代えることができる。

(議 事 録)

第 33 条 総会及び理事会においては、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び議長の指名した出席者 2 名以上が署名押印し、保存しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数及び出席者数

(3) 議案並びに議事の経過及びその結果

## 第5章 資産及び会計

### (資産の構成)

第34条 本会の資産は、会費、賛助金、寄付金品、都道府県を単位とする観光協会から拠出された資金（以下「拠出金」という。）、これらから生ずる果実、その他の収入からなるものとする。

### (特別基金)

第34条の2 本会の資産のうち、理事会において特別基金に繰り入れることを議決した財産を特別基金とする。

### (資産の種類)

第35条 本会の資産は、基本財産、通常財産及び特別基金の3種に分ける。

- 2 基本財産は、基本財産とすることを指定して寄付された財産によって構成され、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の承認を受けてその一部を処分し、又は担保に供することができる。
- 3 通常財産は、基本財産及び特別基金以外の財産で構成される。
- 4 特別基金は、本会の目的遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得、かつ、国土交通大臣の承認を受けて、処分することができる。

### (資産の管理)

第36条 本会の資産は、安全、かつ、確実な方法で会長が管理する。

- 2 前条の資産の中、基本財産については、次のいずれかの方法によって管理するものとした、特別基金については、次の(1)及び(2)のいずれかの方法により会長が管理するものとする。

(1) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券又は政府保証証券の保有

(2) 信託業務を行なう銀行への金銭信託又は金融機関への預金

(3) 本会の目的を達成するために必要な不動産の保有

### (拠出金の使途)

第36条の2 拠出金は、第5条第3号から第6号、第8号、第10号、第14号、第16号及び第17号に掲げる事業について使用する。

### (区分経理)

第36条の3 本会は、特別基金及び拠出金に係る会計については、経理を区分して整理するものとする。

### (経費の支弁)

第37条 本会の経費は、通常財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 37 条の 2 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第 37 条の 3 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業年度)

第 38 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(事業報告及び決算)

第 39 条 会長は、毎事業年度終了後次の書類を作成し、少くとも通常総会開催の日の 2 週間前に監事に提出してその監査を受け、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その事業年度終了後 3 月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 事業報告書
- (4) 収支決算書

(長期借入金)

第 39 条の 2 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席会員の 3 分の 2 以上の議決を得、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

(収支決算の監査と承認)

第 40 条 監事が前条に掲げる書類を受理したときは、遅滞なく、これを監査し、意見書を付して会長に送付しなければならない。

2 会長は、前項の書類及び監事の意見書を総会に提出し、その承認を求めなければならない。

## 第 6 章 委 員 会

(委 員 会)

第 41 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の承認を得て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

## 第7章 事務局

(事務局)

第42条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の承認を得て会長が定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第42条の2 本会は、次の各号に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。ただし、第1号、第3号及び第4号に掲げる書類については最新版を、第5号及び第6号に掲げる書類については5年間分を備えておくものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事及び監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第44条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第4号から第7号の規定によるほか総会において会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ解散することができない。

2 解散のとき存する残余の財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の公益法人に寄付するものとする。

## 附 則

(設立当初の役員の任期)

- 1 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和41年度通常総会終了の日までとする。

(設立当初の会員の資格)

- 2 本会の設立当初の会員となろうとする者であって、その者が昭和39年3月31日現在における特殊法人日本観光協会の会員であるときは、第6条の規定にかかわらず、その入会に当り、会員の推薦及び理事会の承認を要しない。